

鈴鹿市告示第 2 3 0 号

鈴鹿市補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 1 0 月 2 0 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市補助金等交付要綱の一部を改正する告示

鈴鹿市補助金等交付要綱（平成 2 9 年鈴鹿市告示第 9 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後						
別表第 1 （第 2 条関係）						
略						
健康福祉部						
区分	補助金等の名称	交付目的	交付対象者	交付対象経費	補助率又は額	所管課
略	略	略	略	略	略	略
6	介護予防・生活支援サービス事業補助金（第 1 層訪問型サービス B）	在宅生活の継続を図るため	公益社団法人鈴鹿市シルバー人材センター	訪問型サービス B の提供及び研修会の開催に要する経費	訪問型サービス B の提供にあつてはサービス利用者 1 人につき 1 時間当たり <u>1,200 円</u> 、研修会の開催にあつては 1 回につき講師料 10 千円	長寿社会課
略	略	略	略	略	略	略
略						

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の鈴鹿市補助金等交付要綱の規定は、令和 7 年度分の補助金等から適用する。

改 正 前

別表第 1 （第 2 条関係）

略

健康福祉部

区 分	補助金等の名称	交付 目的	交付対象 者	交付対象経 費	補助率又は額	所管 課
略	略	略	略	略	略	略
6	介護予防・生活 支援サービス事 業補助金（第 1 層訪問型サービ ス B）	在宅 生活 の継 続を 図る ため	公益社団 法人鈴鹿 市シルバ ー人材セ ンター	訪問型サー ビス B の提 供及び研修 会の開催に 要する経費	訪問型サービス B の提 供にあつてはサービス 利用者 1 人につき 1 時 間当たり <u>1 千円</u> 、研修会 の開催にあつては 1 回 につき講師料10千円	長寿 社会 課
略	略	略	略	略	略	略

略